

高松市自治基本条例の見直しについて

1. 課題

自治基本条例第37条に、条例の見直しについて規定されており、条例の修正・変更等を行う場合、24年度から対応が必要。

【参考】(自治基本条例より抜粋)

第37条 市は、4年を超えない期間ごとに、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて見直しを行う等の必要な措置を講ずるものとする。

2. 対応

条文に、「市は、～条例の規定について検討を加え」とあることから、何らかの形で条例の規定について検討することが必要であり、その検討結果を受けて、条例の見直しを含め、必要な措置を講ずる。

3. 検討方法等

① 条例の各条文が、法律の改正や社会の変革等に照らして不都合がないか、市庁内の各所属に対し確認を依頼する。



② 市から自治推進審議会に対し、必要に応じ、条例の見直しについて諮問する。



③ 自治推進審議会において条例の見直しについて検討を行う。



④ 自治推進審議会から市に対し、条例の見直しの必要性等について答申を行う。



⑤ 自治推進審議会からの答申を踏まえ、必要に応じ、市において条例の見直しを行う。